

令和3年度

第12回高森町農業委員会議事録

令和4年3月22日(火)、高森町役場において農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

1 出席委員

(1) 農業委員

1 下平 明利	2 樋口 美代子	3 松島 浩子	4 林 勝幸
5 竹内 節男	6 小川 健二	7 原 寿彦	8 光沢 英文
9 中塚 俊文	10 原 正樹	11 宮下 裕次	12 青山 高志
13 宮下 豊勝	14 宮下 道久 ^(議長)		

(2) 農地利用最適化推進委員

15 今川 実章	16 寺澤 悟	17 木下 洋子	18 丸山 宏充
19 北村 隆洋			

合計 19 名

2 欠席委員

3 職務のために出席した職員

農業委員会

事務局長：野沢／事務局：龍口

産業課

農業振興係：下原

営農支援センター

所長：林

4 会議への附議事項

議案第49号 農地法第18条第6項の通知（報告案件）

議案第50号 農地法第4条第1項の許可申請（審議）

議案第51号 農地法第5条第1項の許可申請（審議）

議案第52号 経営基盤法第18条の農用地利用集積計画（3月分）（審議）

5 議事内容

議 長 　ただ今から第12回高森町農業委員会総会を開催します。
時に午

時に午前9時00分

議 長 　本日の議事録署名委員ですが、1番及び2番をお願いします。

それでは、議案第49号農地法第18条第6項の通知。

この議案は報告案件ですが、事務局の方から説明をお願いしたいところがありますので、お願いします。

事務局 　この議案は報告案件ですが、一点補足説明をさせていただきます。
議案番号6番から10番ですが、同じ借受人で大量の解約案件ですが、申請理由欄にありますように、今回長男への経営移譲伴う名義の変更となっています。この後の経営基盤法18条の方で息子さんによる借受けの手続きが出されているものです。農業者年金の経営移譲を行う場合には、所有している農地全ての経営権を移さなければいけないのですが、今回の借受人の場合、経営移譲を受けても大して加算が変わらないので、年金の経営移譲は受けられないということです。農業者年金上も特に問題なく手続きをしているということを報告いたします。以上です。

議 長 　ありがとうございました。ただいまの案件について、ご質問はありませんか。無ければこの案件は受理いたします。続きまして、議案第50号農地法第4条第1項の許可申請。議案番号1番、説明をお願いします。

6 番 　申請地は令和3年12月に農振除外を受けています。この場所の地目は畑になっていますが、隣地に建っている住宅の一部がこの地番にかかっている現状が確認されたため、手続きをいただくこととなりました。現状、これから住宅を建てるということではなく、娘さんの住宅を計画するに調べる中で判明し申請をされたものです。

議 長 　ありがとうございました。ただいまの案件について、ご質問はありますか。

1 番 　この案件は次の議案第51号の1番にも関係してくると思うのですが、合わせて説明をお願いします。それと、今年の国会でも問題になった農地転用の違反がかなりあって、その是正がほとんどできていない、それについて今後対応を厳しくしていくと農業新聞に載っていましたが、これは町としてどういう対応をとったのか、それも合わせて説明をお願いします。

事務局 　今回、議案第51号の農地法5条の申請をお考えの際に、古い建物についてもローン関係等で見返していく中で、境界を越境してしまっていることに気づい

たようです。農振の時にも経過を確認していますが、地番775-2には775-1の住宅の増築部分の家がはみ出している状態、776-3は倉庫がはみ出してしまっている状態です。今回5条の申請で娘さんの住宅を建てる際にその状況がわかり、手続きをしていただいています。そして、越境してしまったりとか、農地の手続きをせずに建物を建ててしまったりした事に対する対応ですが、まだ高森町として法改正に対する具体的な対応方針は設けていませんが、従来から農振除外となるケースが多いので、その関係は県の方に見解を伺いながら逐一進めています。基本的には善意か悪意かという判断をするわけですが、ここでいう善意というのは知らずにやってしまった、悪意というのは法律上の規定を知りながら、また越境している事実を認知したままその行為に及んでしまったという様なケースになります。当然悪意を持ってやられているケースは、町内では今のところ遭遇していません。基本的に知らずにやってしまったというケースに関しては、県も近隣町村と同じ対応をしています。農振除外や農地転用の手続きをし、きちんとした是正を図っていただくという方針で対応しています。

議長 ありがとうございます。他にご質問はありますか。
無いようですので、決をとりたいと思います。議案第50号1番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。
続きまして、議案番号2番説明をお願いします。

4番 地図をご覧ください。場所は県道沿い友興商事を200mほど松川方面へ行った所の左側になります。申請地は申請者の家のすぐ隣になります。今までは自宅の前に駐車場があり車を止めていましたが、道の拡幅工事で駐車場が狭くなってしまいました。申請者の奥さんは病弱で通院していて、車の乗り降りができないような状態になってきており、自宅のすぐ横に駐車場を作ることになりました。拡幅工事の際に業者に農地の土をさらってもらい、車が止められる状態にできてしまっています。申請者はすでに除外が済んでいると思っていましたが、役場で農地台帳を調べたところ、除外が済んでいなかったのが今回の申請になりました。この土地は農振非農用地であったため直接転用の手続きとなりました。土地利用委員会でもその旨を説明し了解しています。また本来ならそうってしまった経過書が必要ですが、今回は拡幅工事ですぐに車の出入りや駐車ができないということで、やむを得ない状況ですので、経過書は役場の方で求めないということになっています。以上審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご質問はありますか。
無いようですので、決をとりたいと思います。議案第50号2番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。
続きまして、議案第51号農地法第5条1項の許可申請。議案番号1番、説明をお願いします。

6番 譲受人と譲渡人は親子関係になります。譲受人は飯田に住んでいます、旦那

さんが亡くなりシングルマザーで子育てをしています。どうしても親に助けを借りて子供の面倒を見てもらいたいということで、実家の近くに家を建てることになりました。資料をご覧ください。雨水は既存の雨水枡へ、下水は下水道本管へ接続します。対価は親子関係ですので無償です。以上審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご質問はありますか。無いようですので、決をとりたいと思います。議案第51号1番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。続きまして、議案番号2番説明をお願いします。

1 番 場所は高速道路バス停から県道の方へ下る道の途中になります。譲受人の奥さんは譲渡人の娘さんで、親子関係になり対価は無償です。議案書備考欄の訂正が一点あります。2筆目の備考欄に同上とありますが、その申請地は農振地域ではなく白地なので、農振の対象にはなっていません。雨水は地下浸透で汚水は公共下水道へ流れるようになっていきます。隣地は譲渡人の宅地、東側も譲渡人の土地となっています。北側は4m道路となっているので、農地の同意関係は生じていません。以上審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご質問はありますか。

事務局 ただ今代理からご指摘がありました。こちらの資料の作成ミスで、2筆目の備考欄に同上と書いてありますが、農振除外は行われていませんのでこの二文字は削除させていただきます。後日修正した資料をアップさせていただきます。以上です。

議 長 他にご質問等ありますか。無いようですので、決をとりたいと思います。議案第51号2番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。続きまして、議案番号3番説明をお願いします。

6 番 譲受人と譲渡人は親子関係になります。場所は153号線の焼肉まるよしから町道沿いへ100m位行った所を北側へ入った所の柿畑になります。周りには耕作放棄地に近いような畑地があります。雨水は地下浸透、下水は公共下水道へ放流します。親子関係になりますので、対価は無償です。以上審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご質問はありますか。

事務局 ただ今の案件について補足説明します。この周囲の農用地は荒れてはいませんが、遊休農地の様に耕作がされていない状況になっています。ただこの申請地については柿畑になっていて、関連議案である議案第49号4番の案件で規模拡大を図っている認定農業者の方が耕作していました。しかしこの農用地は白

地になっており、規模拡大の補助金等には影響はなく、住宅を建てる部分を転用することは問題が無いことを確認しています。そしてその担い手との間で、該当部分について解約をして住宅を建てるということです。以上です。

議 長 他にご質問はありますか。無いようですので、決をとりたいと思います。議案第51号3番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。続きまして、議案第52号議案経営基盤法第18条の農地利用集積計画について、事務局説明をお願いします。

事務局 今月は3月ということで、年度を貸し借りの区切りをしている方もいらっしゃるのでは件数が多くなっています。議案番号1番から22番までが新規案件、そのうち最後の1件が農地中間管理事業で新規就農者の方に農地を集積する案件です。また先ほど議案第49号で説明をした、経営移譲に関連した案件が議案番号11～14番、16、17、19番となっています。23番以降は再設定の案件となっています。以上審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご質問はありますか。

1 番 議案番号2番、4番、7番、この方達の経営面積が空欄なのはなぜですか。

事務局 すみません。空欄は作成の際のミスです。意図的に抜いたものではありません。ご承知のようにこのお二方は、認定農業者としての下限面積2反歩を超える面積を耕作していますので、この審議にあたっては経営面積要件に問題ないことを補足させていただきます。また経営面積を追記した資料を後日アップさせていただきます。よろしくお願いします。

1 番 確認ですが、議案番号4番、7番の譲受人ですが、かなりの面積を抱えてやっていますが、お一人でやっているのですか？他の地区で手が回らなくなって放棄してしまっている方などもいらっしゃいますが。

議 長 地元農業委員の方、説明をお願いします。

17 番 譲受人は人も雇って営農されています。草刈りをせず苦情があるということもありません。お話に上がった地区の方の様なことはありません。大丈夫です。

1 番 わかりました。

議 長 他にご質問等ありますか。無いようですので、決をとりたいと思います。まず議案第52号1番から8番までを可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

議 長 (議案52号9番の当事者である) 5番は退席してください。それでは議案第

52号9番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。
5番は入室し着席してください。続いて、議案第52号10番から26番まで
を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

以上で審議を終了いたします。ありがとうございました。

時に午前9時30分

高森町農業委員会議長 宮下 道久

高森町農業委員会会長 宮下 道久

議事録署名委員

高森町農業委員 1番 下平 明利

議事録署名委員

高森町農業委員 2番 樋口 美代子